

天理市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

天理市教育委員会
教育長 伊勢和彦

天理市教育委員会規則第5号

天理市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月奈良県条例第16号）第7条の規定に基づき、天理市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）に勤務する教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員。以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務量の適切な管理)

第2条 天理市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立学校の教育職員が業務を行う時間（法第7条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以下の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1 箇月について100時間未満
 - (2) 1 年について720時間
 - (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月あたりの平均時間について80時間
 - (4) 1 年のうち1 箇月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6 箇月
- (その他)

第3条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。